

# 教育目的の複製・公衆送信に係る諸外国の制度等の概要①

参考資料2

国名	特徴	制度上の特色
英国	ライセンス中心	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育目的での説明における利用一般についてフェアディーリング(公正利用)(無償)の規定があるほか、個別の権利制限規定(無償)がある。個別の権利制限規定により複製が認められる著作物の分量は、1年間に著作物の5%を超えない範囲。個別の権利制限規定で定める行為がライセンスにより利用可能であるときは、ライセンス契約が優先することとなっている。</li> <li>ほぼ全ての教育機関は権利管理団体(CLAやERA)とライセンス契約を締結し教育目的で著作物を利用しているのが実態。</li> </ul>
米国	フェアユース規定とそれを具体化する各種ガイドラインにより規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利制限の一般規定であるフェアユース規定(無償)のほか、実演・展示等での利用に関し個別の権利制限規定(無償)がある。フェアユースの適用に関して予測可能性を向上させるため、教育機関と権利者との間で、目的ごとに詳細なガイドラインが制定されている。(例えば、ガイドラインでは、非営利の教育機関による書籍の複製でフェアユースが認められる基準は、2,500語以上の散文であれば1,000語若しくは10%のいずれか少ない分量であること等が規定されている。)</li> <li>高等教育機関においては、権利管理団体(CCC)との契約や出版社等との直接交渉により著作物を利用するのが一般的。CCCでは教育向けライセンスを提供しており、オンラインで利用許諾が得られる仕組みを整備。(5,200の出版社が参加済)</li> </ul>
豪州	法定許諾制度と補償金制度中心。ライセンス制度も整備。	<ul style="list-style-type: none"> <li>補償金付の個別の権利制限規定や、特定の目的のための一般の権利制限規定(無償)が存在。各分野で法定許諾制度とそれに付随する補償金制度が法律上整備されており、教育機関等は、管理団体に補償金を支払うことにより、個別の許諾なく著作物を利用することができる。例えば、教育目的の言語等著作物の複製は、著作物の全部又は「相当部分を超える」複製でない場合(文学や演劇的作品は全ワード数の10%以内等が基準)には、基本的に補償金付法定許諾により利用可能。このほか、個別規定が適用できない教育目的での利用を対象としたフェアディーリング(公正利用)規定(無償)も存在。</li> <li>法定許諾でカバーできない部分についても、権利管理団体(Copyright Agency)が包括的な許諾制度を提供。</li> </ul>
韓国	補償金付権利制限規定中心	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育における著作物の利用については補償金付の個別の権利制限規定があるが、初等中等教育学校については、補償金の支払いが免除されている。一般的なフェアユース規定もある。</li> <li>高等教育機関については、権利管理団体(KORRA)に補償金を支払い、著作物を利用。</li> </ul>
フランス	補償金付権利制限規定と、国・教育機関・権利管理団体の合意で規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括払いによる補償金の支払等を条件とする個別の権利制限規定があり、これらの規定に基づき著作物の利用が可能。</li> <li>国や権利管理団体、教育機関の間で合意(覚書)が取りまとめられており、権利制限規定でカバーされている範囲及びその範囲外についても一定の条件の下で利用可能とする規定が定められている。かかる覚書に基づき、教育機関による著作物利用、及び権利管理団体への補償金支払いが行われている。例えば、ICT活用教育の一環で書籍の複製・公衆送信等を行う場合、覚書では、連続した4ページ以下で全ページ数の10%以内、また、初等中等教育機関における複写機等による複製(ハードコピー)の場合、全体の10%以内が基準となっている。これらの合意の範囲外の利用についても、ライセンスにより対応(例えば、権利管理団体CFCでは、著作物の複製に関し各大学と個別に合意するための雛形文書をウェブサイトに掲載)。</li> </ul>
ドイツ	補償金付権利制限規定と、各州と権利管理団体の総合契約で規律	<ul style="list-style-type: none"> <li>補償金付の個別の権利制限規定があり、これらの規定に基づき著作物の利用が可能(但し、社会福祉等の目的で限定された範囲の者のみを対象として上演・演奏する場合等について、補償金支払義務免除の規定あり)。</li> <li>権利制限規定・補償金の制度を補完するため、各州と各権利管理団体の間で総合契約を締結し、権利制限規定により利用が許容される範囲や補償金の金額等のほか、権利制限の対象とならない利用についても可能とする合意が形成されている。例えば、第52a条(授業及び研究のための公衆提供)に関する総合契約では、利用できる著作物の分量は全体の12%以下等と規定されている。これらの範囲外の利用についても、ライセンスにより対応(例えば、権利管理団体GEMAでは、入場料等を徴収しない学校行事における著作物の利用等について、生徒1人あたりの料金を設定し利用許可を与えている)。</li> </ul>

# 教育目的の複製・公衆送信に係る諸外国の制度等の概要②(書籍の場合)

	有償		
	無償の権利制限	補償金付権利制限	ライセンス
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育活動での利用(第36条)※ ⇒年間に作品全体の5%以内</li> <li>・教育における説明を目的とするフェアディーリング(第32条) ? ※ライセンス契約により利用可能な場合、権利制限規定に優先。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CLAが包括ライセンスを提供。(学生一人あたり年間7.22ポンド(約1,256円))</li> <li>・ほぼ全ての教育機関が、CLAと契約を締結</li> </ul>
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェアユース(第107条) ⇒ 2,500語以上の散文は1,000語or10%以内の少ない方 一学期につき同一著作者の作品は抜粋の場合2つま 一学期に複数部コピーできる著作物は9個まで 等※</li> <li>・送信を手段とする展示(第110条(2)) ⇒ 典型的に生の授業の過程において展示される量 ? ※「教育目的の教育機関において授業のために行う書籍及び定期刊行物の複製行為に関するガイドライン」で示された基準の場合。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CCCが包括ライセンス及びオンラインで申請可能な個別ライセンスを提供。(学生1人・1頁あたり約10～50セント)</li> <li>・高等教育機関においては一般に、権利管理団体との契約や、出版社等との直接交渉により著作物を利用</li> </ul>
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・些細な部分の複製(第135ZG条等) ⇒ 2頁又は1%以内 14日以内に同じ著作物を複製しない</li> <li>・著作物の一部又は相当部分を超えない部分の複製(第135ZL条等) ⇒ 全ワード数の10%以内※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著作物の全部又は相当部分を超える複製だが、商業的価格で入手できない等の事情がある場合(第135ZL条第2項等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Copyright Agencyが法定許諾でカバーできない利用も含め包括ライセンスを提供(学生一人あたり16.93オーストラリアドル(約1,600円))</li> <li>・全ての公立学校と国立大学、1000以上の私立教育機関等と契約。</li> </ul>
注: 教育機関における利用も対象とする、ベルヌ条約のスリーステップテストを基礎とした一般の権利制限規定(第200条AB)が存在するが、これは他の権利制限規定が適用される場合には、適用されない。 ※ Copyright Agencyの定める許諾条件			
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1%以内)※</li> <li>・授業目的等のために必要な複製等(初等中等教育機関以外)(第25条第2項、第4項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒原則著作物の一部、やむを得ない場合全部の利用も可。 1%以内利用の場合は補償金対象から除外※ 補償金額は、包括形式の場合一般大学の学生1人当たり年間1,300ウォン(約131円)</li> </ul>	
※ 「授業目的著作物利用補償金基準」(文化体育観光部告示)			
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の範囲で専ら説明を目的とする複製等(第122の5条) ⇒一括払の補償金の支払いが必要。 利用可能な範囲は、教育省、大学学長会議及び権利者団体で合意した覚書(※)による。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・CFCがライセンスを提供。</li> <li>・第122の5条に関し覚書(※)で定めた許容範囲を超える利用についても、当該覚書において別途規定された許諾の基準(連続した4頁以下で10%以下等)によりライセンスを受けることが可能。</li> </ul>
※ 「教育及び研究活動における説明の目的による本、出版された音楽著作物、定期刊行物、視覚芸術の使用に関する覚書」(2014年11月6日決定。(2014年から2015年を対象))			
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業における解説を目的とする複製等(第52a条) ⇒著作物の小部分又は僅かな分量からなる著作物 なお、利用可能な範囲について、各州と各権利管理団体の間の契約(※)においては以下のとおり定められている。 「著作物の小部分」:100頁を上限とする全体の12%以下、「僅かな分量からなる著作物」:25頁以下の印刷物</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・VG WORTがライセンスを提供。(パイロットプロジェクトでは学生1人・1頁あたり0.8セント)</li> <li>・権利者団体が権利制限でカバーできない利用も含めライセンスを提供。</li> </ul>
※ 「第52条aに基づく補償請求に関する総合契約(2010-2012)」ただし、2013年以降については、州と言語著作物を管理するVG WORTとの間での契約は未締結。			